

悪質違反を伴う重大事故防止について

最近、群馬県内の事業者における悪質違反を伴う重大事故が続発しており、会員事業者に対して緊急通知が頻繁に発出されていることは皆様もご存知だと思います。

特に、ひき逃げ事故や飲酒運転事故等の悪質違反による重大事故が発生しています。事業者や管理者の方々には、ドライバーに対する指導監督の実施と点呼時におけるアルコール検知器の適切な使用と保守管理について、下記事項を再確認していただき、徹底した対応をお願いします。

- 1 ひき逃げとは、「車両等の運行中に人身事故（人の死傷を伴う交通事故）があった際に、道路交通法第72条に定められた必要な措置を講ずることなく、事故現場から逃走する犯罪行為」です。

「交通事故時の対応」についての教育の徹底を！

国土交通省告示第1366号の「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」の緊急時における適切な対応について再度教育、確認の徹底をお願いします。

交通事故時の対応

- ① 負傷者の救護→ただちに車両を停止し、負傷者を救護（救急車を呼ぶ等）する。
- ② 道路における危険防止→続発事故を防止するために、事故車の移動などの措置をとる。
- ③ 安全な場所への退避→車内には残らず、ガードレールの外など安全な場所に退避する。
- ④ 警察への報告→警察に事故の発生日時や場所、負傷者数などを報告する。
- ⑤ 事業所への報告→事業所に事故の発生状況や貨物の状況などを報告する。

※最近、子供との接触事故で、子供本人が「大丈夫」と言ってその場を去ってしまい、どこにも連絡せずにその場を離れた結果、帰宅した子供の家族が警察に通報し、ひき逃げ事案となってしまうケースが散見されます。

- 2 飲酒運転とは、飲酒後にアルコールの影響がある状態で自動車などの車両を運転する行為をいいます。飲酒により血中または呼気中のアルコール濃度が一定数値以上の状態で運転することを酒気帯び運転といい、数値に関係なく運転能力を欠く状態での運転を酒酔い運転といいます。

管理体制の強化と指導・啓発活動の徹底を！

飲酒状況等の実態把握

- 管理者による個別面談やドライバーからの申し出、健康診断結果等により、ドライバーの飲酒実態を把握する。
- ドライバー本人の了解に基づく年1回の運転記録証明書の取得により、飲酒運転歴を把握する。

厳正な点呼の実施

- 出庫時、帰庫時は対面点呼を確実に実施する。
- 酒気帯びの有無についてドライバーによる申し出を徹底する。
- アルコール検知器による確認を徹底する。
- アルコール検知器使用の有無や酒気帯びの有無を点呼記録簿に記録する。
- 点呼内容（顔色、臭い、応答等の目視確認）を充実・強化する。
- 点呼の執行体制を強化する。

